

岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用ニーズが高まる中，民間事業者による岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づく児童クラブの設置・運営を促進し，待機児童の解消を図るため，市内において新たに放課後児童健全育成事業を実施又は既に放課後児童健全育成事業を実施している場合にあっては，利用定員を増加する事業者に対し，予算の範囲内で補助金を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は，条例及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 放課後児童健全育成事業が実施される場所をいう。なお，同一敷地内で実施されるものを1事業所とする。
- (2) 保護者負担金 放課後児童健全育成事業に係る利用の対価として，民間事業者が児童クラブを利用する児童の保護者から徴収する負担金をいう。なお，延長利用料，保護者会費及び給食費は除くものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，放課後児童健全育成事業を行うために別表第1に掲げる小学校区において新たに放課後児童健全育成事業を実施又は既に放課後児童健全育成事業を実施している場合にあっては，利用定員を増加する事業であって，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業に係る放課後児童健全育成事業は，実施場所が属する小学校区の小学校からおおむね2キロ以内で実施するか又はバス等による送迎を実施すること。
- (2) 補助事業に係る1事業所あたりの利用定員が20人以上増加するものであること。なお，利用定員は，専用区画の面積を1.65平方メートルで除して算出し，小数点以下の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。
- (3) 設定する保護者負担金の額が，岡山市立放課後児童クラブ条例（令和元年市条例第23号）に基づき実施する岡山市立放課後児童クラブ（以下「市立クラブ」という。）の保護者負担金の額のおおむね2倍を超えないものであること。
- (4) 申請年度中又は翌年度4月1日に補助事業に係る放課後児童健全育成事業を実施すること。
- (5) 児童の受け入れに関し，公平性が保たれていること。

2 前項第3号における保護者負担金の額は、児童1人当たりの年間保護者負担金の額を年間開所時間で除して得た時間単価とし、次の条件により算出する。なお、市立クラブの保護者負担金の額は、1時間当たり100円とする。

- (1) 学年等で保護者負担金の額が異なる場合は、それらのうち最大の額とする。
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業の開所時刻は午後3時からとする。
- (3) 開所時間には延長時間を含まないものとする。
- (4) 土曜日は月2回以上の開所とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は次の要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第2項に基づき、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の32の6第1項各号に掲げられる事項その他の必要な事項を市長に届け出て、補助事業の申請年度中又は翌年度4月1日に補助事業に係る放課後児童健全育成事業を実施するものであること。
- (2) 同一の経費について国、その他の団体の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、対象とならない。

2 同一年度における同一事業者による開所準備補助は、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。

3 賃借料補助の対象期間は、補助事業を開始した日の属する月の前月及び補助事業を開始した日の属する月から起算して36月間とする。

4 運営費補助の対象期間は、補助事業を開始した日の属する月から起算して36月間とする。ただし、在籍する児童の数が利用定員以上であった月は対象外とする。

5 運営費補助は、開所準備補助又は賃借料補助の交付を受けようとする事業者に限り、交付対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第2左欄に掲げる事業区分に応

じ、同表右欄に定める経費とする。ただし、届出済民間事業者における岡山市放課後児童健全育成事業費補助金の交付の申請をしている場合は、補助対象経費が重複してはならない。

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表第2左欄に掲げる事業区分ごとに同表中欄に定める補助基準額と同表右欄に定める補助対象経費の実支出額の合計を比較していずれか低い方の額を上限とし、市長が定める額とする。ただし、運営費補助は7,500円と保護者負担金の額に1/2を乗じた額を比較していずれか低い方の額を上限として算出する。

2 前項における保護者負担金の額は、児童1人当たりの年間保護者負担金の額を12で除して得た月単価とし、次の条件により算出する。

(1) 学年等で保護者負担金の額が異なる場合は、それらのうち最大の額とする。

(2) 飲食物費を含まないものとする。

(3) 土曜日は月2回以上の開所とする。

3 事業区分ごとに算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事前協議終了後、補助金等交付申請書(様式第1号)を、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の事業計画書は、放課後児童クラブ設置促進事業計画書(様式第2号)によらなければならない。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 整備予定地の位置図、平面図等の関係図面及び写真

(2) 補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類(契約書・見積書等の写し)

(3) 市税を滞納していないことを証明する書類

(4) 児童名簿(運営費補助の交付を受けようとする場合に限る。)

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器

具については、第 18 条第 2 項の市長が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業に係る職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (7) 利用定員及び補助事業の対象については、事前協議においてその内容及び適正性を精査した上で、協議により決定しなければならない。

(変更交付申請)

第 10 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における申請期限は、別に定める。

- 2 申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における書類は、規則第 12 条に規定する書類のほか、放課後児童クラブ設置促進事業計画書（様式第 2 号）によらなければならない。

(状況報告)

第 11 条 運営費補助の交付の申請をした補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、9 月 10 日まで（年度の中途に補助事業を開始する場合においては、別に定める）に、市長に放課後児童健全育成事業中間報告書（様式第 3 号）により報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、市長から補助事業の遂行状況に関し報告を求められた場合は、随時報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第 12 条 規則第 13 条に規定する状況報告及び第 15 条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第 13 条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助事業等実績報告書（様式第 4 号）に次項に定める書類を添付して、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 規則第 16 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりと

する。

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業実績報告書（様式第 5 号）
- (2) 整備地の位置図，平面図等の関係図面及び完了写真
- (3) 補助対象経費の支払い状況が明らかになる書類（契約書，領収書等の写し）
- (4) 会計監査報告書（様式第 6 号）（運営費補助の交付の決定を受けた場合に限る。）
- (5) 決算明細書（様式第 7 号）（運営費補助の交付の決定を受けた場合に限る。）

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告）

第 14 条 補助事業者は，補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は，消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお，補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社，一支所等）であって，自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず，本部（又は本社，本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は，本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また，市長は報告があった場合には，当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金の完了前交付）

第 15 条 規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は，賃借料補助及び運営費補助の場合とする。

（補助金の交付決定の取消・返還）

第 16 条 市長は，規則第 20 条に定める補助金交付の決定の取消をする場合は，補助金等交付決定取消通知及び返還命令書（様式第 9 号）により該当する事業者へ通知し，補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは，期限を定めてその返還をさせなければならない。

（調査又は報告）

第 17 条 市長は，補助金の適正な執行を確認するため，必要があると認めるときは，補助金の交付を受けた事業者に対して，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の範囲において，第 9 条第 6 号に定める書類を閲覧し，又は提出を求め，運営状況を調査し，又は報告を求めることができる。

（財産処分の制限）

第 18 条 規則第 24 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは，単価

50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 24 条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年こども家庭庁告示第 9 号）に規定する期間とする。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 21 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 第 5 条 4 項の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に補助事業を開始した事業者の運営費補助の対象期間は令和 6 年 10 月から起算して 36 月間とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 3 条第 1 項に規定する別表第 1 に掲げる小学校区における放課後児童健全育成事業の実施にかかわらず、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる要件を満たし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 1 日までの間に補助事業を開始した事業者は、第 5 条第 3 項及び第 4 項に規定する対象期間まで運営費補助及び賃借料補助の対象とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 3 月 18 日から施行し、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は，令和 8 年 3 月 18 日から施行し，令和 8 年 3 月 17 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和 8 年 5 月 7 日から施行し，令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 第 3 条第 1 項に規定する別表第 1 に掲げる小学校区における放課後児童健全育成事業の実施にかかわらず，同項第 1 号から第 5 号までに掲げる要件を満たし，令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に補助事業を開始した事業者は，第 5 条第 3 項及び第 4 項に規定する対象期間まで運営費補助及び賃借料補助の対象とする。
- 3 別表第 2 左欄に掲げる事業区分のうち 3 運営費補助について，令和 8 年 3 月 31 日までの間に補助事業を開始した事業所は，補助事業開始日時点の利用定員を上限とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，令和 8 年 7 月 30 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

行政区	小学校区
北区	石井，岡山中央
中区	旭操
南区	福島，第二藤田，芳明

別表第 2（第 6 条，第 7 条関係）

補助事業	補助基準額	補助対象経費
1 開所準備補助	(1) 施設改修等・開所準備経費 12,600 千円/事業所	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる既存施設の改修，設備の整備・修繕及び備品の購入並びに当該建物
	(2) 施設改修等経費 12,000 千円/事業所	
	(3) 設備整備等・開所準備経費 1,600 千円/事業所	

	(4) 設備整備等経費 1,000 千円/事業所	に係る開所前月分の賃借料及び礼金 ※当該建物に係る補助事業を開始した日の属する月の前月分の賃借料及び礼金について、賃借料補助と重複した申請はできない。
2 賃借料補助	3,374 千円（年額）/事業所 ※事業実施月数が 12 月に満たない場合は、上記計算により得た額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）とする。	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる当該建物の賃借料（補助事業を開始した日の属する月の前月分の賃借料及び礼金を含む。）
3 運営費補助	(利用定員－在籍する児童の数) ×7,500 円（月額）/事業所 ※利用定員は、事業所の運営規程に定める定員が利用定員未満の場合、事業所の運営規程に定める定員とする。 ※在籍する児童の数は各月初日時点の数とする。 ※（利用定員－在籍する児童の数）の上限を別表第 3 左欄に掲げる区分 A の小学校区において実施する場合は 80、区分 B は 60、区分 C は 40 とする。	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費、開所準備補助及び賃借料補助の対象となる経費を除く。） ※役員報酬等法人の運営に必要な経費については、対象とならない。ただし、当該役員が放課後児童支援員または補助員を兼ねている場合に限り、放課後児童支援員及び補助員としての勤務に係る経費は対象となる。

別表第 3

区分	行政区	小学校区
A	北区	御野
B	北区	石井
	中区	旭操，三勲
	南区	芳明，芳泉
C	北区	岡山中央
	南区	福島，第二藤田